

基 発 第 0 8 0 8 0 0 2 号  
平 成 2 0 年 8 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

チタン製造事業場に対する電離放射線障害防止のための指導等について

標記については、平成3年6月6日付け基発第371号の2「チタン鉱石問題に関する対応方針について」に基づき、工場の作業環境が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）（以下「電離則」という。）に定める基準を下回っていることを定期的に確認すること等を指導するとともに、電離則に定める基準を上回っている場合には電離則に基づく措置の徹底等を図っている。

しかし、今般、硫酸法により酸化チタンを製造する特定の事業場において、当該敷地内に保管していた廃材（「ろ過」工程において使用した「ろ布」等）等の放射能レベルを測定したところ、当該廃材の保管場所の一部が当該管理区域に該当するにもかかわらず、事業者が必要な措置を講じていなかったこと等が明らかになった。

については、当面の措置として、チタン製造事業場に対し、下記による指導等を行い、電離放射線障害防止の徹底に遺憾なきを期されたい。

なお、本件に関して、関係事業者団体に対して別添のとおり要請を行ったので了知されたい。

#### 記

- 1 チタン製造事業場における「ろ過」工程、使用済の「ろ布」の保管等を行っている場合は当該保管等の場所について、作業環境の測定の有無を確認し、測定を実施していない場合は、速やかに測定を実施するよう指導すること。
- 2 上記以外についても、電離則に定める基準を上回る放射線を放出していることが疑われる作業環境がないか確認し、必要に応じて測定するよう指導すること。

- 3 チタンの製造を中止している事業場についても、事業者が製造工程の廃材を保管している可能性がある場合には、上記1及び2について指導すること。
- 4 事業者に対して、1から3までについて確認・測定結果の報告を求め、電離則に定める基準を上回っている場合には、電離則に基づく措置の実施状況について確認し、所要の措置を講じること。
- 5 1から4までに基づく指導結果等について、平成20年9月末日までに、本省労働衛生課あてに、別紙により報告すること。

## チタン製造事業場に対する指導調査表

指導事業場名		
所在地		
チタンの製造 種類等	<input type="checkbox"/> 硫酸法による酸化チタンの製造	( <input type="checkbox"/> 製造中 ・ <input type="checkbox"/> 現在製造中止)
	<input type="checkbox"/> 塩素法による酸化チタンの製造	( <input type="checkbox"/> 製造中 ・ <input type="checkbox"/> 現在製造中止)
	<input type="checkbox"/> スポンジチタンの製造	( <input type="checkbox"/> 製造中 ・ <input type="checkbox"/> 現在製造中止)

## 通達記1及び3の結果について

(1) 廃材の保管場所等における作業環境の測定の有無
① 「ろ過」工程の廃材（ろ布等）の保管等の場所の測定の有無 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )
② 「ろ過」工程の測定の有無 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )
(2) 作業環境測定の結果
① 「ろ過」工程の廃材（ろ布等）の保管等の場所 ( <input type="checkbox"/> 「管理区域」に該当する ・ <input type="checkbox"/> 「管理区域」に該当しない )
② 「ろ過」工程 ( <input type="checkbox"/> 「管理区域」に該当する ・ <input type="checkbox"/> 「管理区域」に該当しない )

## 通達記2及び3の結果について

① 高いレベルの放射線を放出していることが疑われる作業環境がないかの確認及び測定の有無 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )
② 上記①の測定結果 ( <input type="checkbox"/> 放射性物質に該当する(具体的に ) ・ <input type="checkbox"/> 放射物質に該当しない) ( <input type="checkbox"/> 「管理区域」に該当する ・ <input type="checkbox"/> 「管理区域」に該当しない )
③ 管理区域の場所 ・ 既に「管理区域」として措置を講じていた場所 (具体的に ) ・ 今回の確認及び測定により「管理区域」であることが明らかになった場所 (具体的に )

## 通達記4（電離放射線障害防止規則に定める基準を上回っている場合の同規則に基づく措置実施状況）について

① 法令（電離放射線障害防止規則）違反の有無 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )
② 違反条文 (具体的に )
その他特記すべき事項 ( )

## 記載要領

- 1 本票は指導した事業場ごとに作成すること。
- 2 欄については、該当項目にチェックのこと。
- 3 「通達記2及び3の結果について」の②について、放射性物質に該当した場合は、放射性物質の種類を（具体的に ）の欄に記載のこと。

(別添)

基発第0808003号

平成20年8月8日

日本酸化チタン工業会  
社団法人日本チタン協会 } の長 あて

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

チタン製造事業場に対する電離放射線障害防止のための指導について

標記については、平成3年6月6日付け基発第371号の2「チタン鉱石問題に関する対応方針について」に基づき、工場の作業環境が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）（以下「電離則」という。）に定める基準を下回っていることを定期的に確認すること等を指導するとともに、電離則に定める基準を上回っている場合には規則に基づく措置の徹底等を図っています。

しかし、今般、チタンを製造する特定の事業場において、当該敷地内に保管していた廃材（「ろ過」工程において使用した「ろ布」等）等の放射能レベルを測定したところ、電離則3条に基づく管理区域に該当するにもかかわらず、事業者が必要な措置を講じていなかったことなどが明らかになったところで

す。については、下記について、貴会員のチタン製造事業者（硫酸法及び塩素法による酸化チタン製造事業者・スポンジチタン製造事業者（製造を中止している事業者を含む。））に対する指導等をお願いいたします。

#### 記

- 1 チタン製造事業場における「ろ過」の工程、使用した「ろ布」の保管等を行っている場合は当該保管等の場所について、作業環境の測定の有無を確認し、測定を実施していない場合は、速やかに測定を実施すること。
- 2 上記以外についても、電離則に定める基準を上回る放射線を放出していることが疑われる作業環境がないか確認し、必要に応じて測定すること。

- 3 チタンの製造を中止している事業場についても、製造工程等の廃材を保管している可能性がある場合には、上記1及び2について実施すること。
- 4 1から3までによる確認・測定の結果、電離則に定める基準を上回っている場合には、電離則に基づく措置の徹底を図ること。